

# 令和5年度みやざき県民総合スポーツ祭開催基準要綱

## 1 総 則

みやざき県民総合スポーツ祭（以下「大会」という。）の開催・運営の基準とするためこの要綱を定める。

## 2 目 的

大会は、障がいの有無、年齢にとらわれず広く県民にスポーツを普及し、スポーツ精神の高揚と健康の増進、体力の向上、いきがいづくりや仲間づくり、及び本県スポーツの振興と文化の発展に寄与し、以て、県民生活を明るく豊かにすることに資する。

## 3 名 称

大会は、第17回みやざき県民総合スポーツ祭（第77回宮崎県民体育大会）と称する。

## 4 主 催

宮崎県	宮崎県教育委員会	公益財団法人宮崎県スポーツ協会
市町村	市町村教育委員会	市郡・町村体育・スポーツ協会

## 5 主 管

みやざき県民総合スポーツ祭実行委員会  
公益財団法人宮崎県スポーツ協会加盟競技団体及び本大会関係競技団体

## 6 開催の基本方針

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会は、競技ごとに「市郡対抗の部」と「交流・レクリエーションの部」とする。
- (3) 競技方法は、競技実施要項による。
- (4) 実施競技については、主催者が協議して決定する。

## 7 参加資格

- (1) 宮崎県に在住するアマチュア競技者であること。
- (2) みやざき県民総合スポーツ祭の参加は「居住地」または「ふるさと」からの参加とする。なお、居住地の予選会、選考会に出場した場合は、「ふるさと」からの参加を認めない。また、「ふるさと」の予選会、選考会に出場した場合は、「居住地」からの参加は認めない。  
参加者は申請書を3部作成し、出場する市郡体育・スポーツ協会に提出する。（市郡体育・スポーツ協会は1部を保管し、関係競技団体と県事務局へ送付する。）
  - ①「居住地」とは、大会参加申込み締切日に居住している市町村とする。ただし、地区予選会を実施する場合は、地区予選会当日に居住している市町村とする。また、競技別実施要項に「居住地」に関する記述がある場合は、その記述の内容を優先する。
  - ②「ふるさと」とは、卒業中学校の所在地が属する市町村とする。「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
- (3) (2) の条件を満たすことができない場合の救済措置として、次の①②③に該当する場合、参加希望者は、居住地の市町村及び市郡体育・スポーツ協会、出場するチームの所属する近隣市町村及び市郡体育・スポーツ協会の了解を得て出場することができる。
  - ①居住地に競技（個人）の競技団体がない場合
  - ②居住地に競技のチームがない場合
  - ③居住地が合併前の旧市郡体育協会における市町村である場合
- (4) 地区大会において選抜、選考された者、又は市郡体育・スポーツ協会長の推薦を受けた者であること。
- (5) 各競技及び交流の部の参加資格
  - ①大会は、「市郡対抗の部」、「交流レクリエーションの部」の2部門で構成し、各種目開催要項については各競技団体で本大会の趣旨に添うよう配慮して作成する。
  - ②各競技への参加資格等については、競技団体と十分に協議のうえ、年齢制限の弾力化及び、障がい者等の参加について十分配慮する。

③「交流レクリエーションの部」については、広く県民の参加を得られるよう、体験コーナーや親子スポーツ、ふれあいスポーツを実施する。

④出場種目の制限については、各競技別実施要項に定める。

(6) 年齢は、当該年度の4月1日を基準日とする。

## 8 開催の時期と期間

(1) 大会は、原則として6月上旬に開催する。但し、屋外競技、スキー競技については別途考慮する。

(2) 大会の期間は、2日以内を原則とする。但し、競技の特性上2日間で終了できない競技については、主催者が協議して別に定める。

## 9 表彰

原則として、競技、種別、種目ごとに第3位までを表彰するものとする。

## 10 式典

(1) 開会式についてのみ、実施要項に定める要領により総合開会式を行う。

(2) 競技ごとに開始式及び閉会式を行う。

## 11 役員

大会の実施に伴い、必要な役員を置くことができる。役員は、大会実行委員会が決め、会長が委嘱する。

## 12 実行委員会

(1) 大会運営に関する具体的な事務を行うため、大会実行委員会を設置し、事務局を県教育庁スポーツ振興課に置く。

(2) 大会実行委員会は、各主催団体及び主管団体から選出された委員並びに必要な応じ実行委員会会長が委嘱したものをもちて構成する。

(3) 大会実行委員会の運営については、別に定める。

## 13 各競技の実施要項

各競技の実施要項は、各競技団体が担当部局及び宮崎県教育委員会と協議して作成する。なお、実施要項に記載する内容は次のとおりとする。

(1) 実施期日(開始式、競技開始時刻を含む) (2) 会場名 (3) 種別・種目 (4) 競技方法

(5) 参加資格 (6) 出場制限 (7) 競技規則 (8) 申込方法 (9) 申込様式

## 14 参加申込

(1) 「市郡対抗の部」に出場する地区予選において選抜又は選考された者は、市郡体育・スポーツ協会長が作成した所定の参加申込書により、別に定める期日までに3部作成し市郡体育・スポーツ協会長に提出する。

(2) 各市郡体育・スポーツ協会長は、提出された申込書を取りまとめ、競技団体の長及び大会実行委員会事務局長に各1部を提出する。(残り1部は、市郡体育・スポーツ協会が保管する。)

(3) 「交流・レクリエーションの部」に出場する者は、関係競技団体及び関係団体が定める実施要項に基づき申し込むものとする。

(4) 参加申込後の選手の追加、変更は原則として認めない。但し、傷病その他の事由により、関係競技団体及び関係競技団体の長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。この場合においては、当該競技団体及び大会実行委員事務局へ変更した参加申込書を届けるものとする。

## 15 個人情報及び肖像権の保護について

(1) 個人情報保護の観点から、参加申込書に記載された個人情報については、本大会を運営する目的以外には一切使用しないものとする。

(2) 総合開会式及び各競技会場等において、県の職員等が撮影した写真や動画については、本人の承諾を得ることなく県の広報番組、広報誌及びホームページ等に掲載する場合がある。